

校内生活のきまり

千曲市立八幡小学校

1 礼儀

- (1) はっきりした声、態度であいさつをする。
- (2) いじめや差別をしない。
- (3) 職員室、特別教室、教材室、資料室などに用事があるときは、許可を得て入る。
- (4) 職員室に用事があるときは、①帽子やかばんをとる ②ノックをする
③クラス・氏名・用件をはっきり述べる
- (5) 職員室前の廊下は、用事がない場合は通らない。

2 安全

- (1) 廊下は走らず、静かに右側を歩く。
- (2) ベランダ、非常階段、屋上、ロータリー、石碑の周りでは遊ばない。
(手すりに乗ったり、窓から身を乗り出したりしない。)
- (3) 教室を移動する時は、整列して移動する。
- (4) ひょうたん池の観察をする時は、必ず2人以上で行くようにする。
- (5) 下校時刻を守る。

3 服装

- (1) 私服には、左胸に指定の名札をつける。(校内でのみ)
- (2) 体育の授業や体育集会がある日は、学校指定の運動着を着用して登校する。
- (3) 運動着は、長そでシャツやタイツの上に半そで・短パンを着用しない。
ソックスもひざ上のようなロングのものは不可。
- (4) 上履きは ①ひものないもの ②白いもの(カラーラインは可)
③靴裏が黒などの濃い色でないもの
とし、外履きと同じような外観のものは、つま先とかかかとに赤い印をつける。

4 持ち物

- (1) 持ち物には必ず記名をする。
- (2) 学校に必要なものはないものはもってこない。
- (3) 自分の持ち物や学校の道具などは大切に扱い、後始末をきちんとする。

校外生活のみまり

千曲市立八幡小学校

1 登下校

- (1) 集団登校の集合におくれないようにする。
- (2) 登校時は班長の言うことをよく聞き、一列に並んで安全に歩く。
- (3) 登下校時は、必ず決められた道を通る。
- (4) より道はしない。

2 遊び

- (1) 外出する時は、『だれと・どこへ・何をしに行くのか・いつ帰るのか』を家の人に知らせてから出かける。
予定が変わったときは必ず連絡する。
困った時に相談する人・場所も決めておく。

お家の方の携帯番号	
お家の人以外で相談できる人・場所	

- (2) 知らない人にさそわれても、ぜったいについて行かない。
- (3) 道路、鉄道線路、変電施設、千曲川、池、姨捨パーキングエリアでは遊ばない。
- (4) 倉庫・空き家・新しく建てている家・工事現場など危険な場所では遊ばない。
- (5) 子どもだけで千曲川・佐野川・宮川では遊ばない。
- (6) 子どもだけで学区外へ出かけない。ただし、市立図書館、市民プールへは、5・6年生に限り以下の条件のもと行ってよい。
 - ①お家の方の許可を得る
 - ②二人以上で行く
 - ③入場料以外のお金は持たない
 - ④サイクリングロードを通る。
- (7) 子どもだけで、お店に入らない。
- (8) 買い食いや、おごる・おごられることはしない。
- (9) ゲームセンターへは出入りしない。ゲームコーナーでは子どもだけで遊ばない。
- (10) みんなで使う物を大切にし、人の迷惑にならないように遊び、後片付けをする。
- (11) 火遊びは絶対にしない。
- (12) 学校へ自転車で遊びに来たときは、乗り回したりせず、自転車を置いて遊ぶ。
- (13) 帰宅時刻を守る。

【帰宅時刻】

4月～ 夏休み	夏休み明け ～9月	10月	11月～ 1月	2月～3月	春休み
6時	5時30分	5時	4時30分	5時	5時30分

3 交通

- (1) 交通のきまりを守り、事故を起こさないよう十分気を付ける。
道路は左右の確認をしっかりと行い横断する。道路に飛び出すことは絶対しない。
- (2) 自転車の二人乗りや危険な乗り方はしない。
- (3) 暗い時、道路に雪がある時やこおっている時は、自転車に乗らない。
- (4) 子どもだけで自転車の遠乗りはしない。
- (5) 自転車に乗る時は必ずヘルメットをかぶる。
- (6) 1・2年生は、親の見ている場合に限り自転車に乗ることができる。
- (7) 3年生以上は、親の責任のもと自転車に乗ることができる。
- (8) 県道・農協前の道路では自転車に乗らず、押して歩く。(下図参照)
- (9) 辻から峰に向かう県道の自転車乗りは、歩道を通る。(下図参照)
※道路交通法では、13歳未満の児童は歩道の走行が可能とされている。
- (10) バイパスは歩道を通り、横断する時は地下道や信号機のある場所か歩道橋を渡る。
信号機と歩道橋の両方ある場所では、歩道橋を渡る。
- (11) 道路ではキックボードに乗らない。

